

2003年10月22日  
(平成15年)

藤沢市長 山本捷雄様

藤沢市個人情報保護制度運営  
審議会会長 横尾 裕夫

二級河川引地川及び蓼川の河川整備計画の策定に伴うアンケート調査に  
当たり、住民基本台帳の個人情報を外部提供すること及び外部提供する  
ことに伴う本人通知の省略について（答申）

2003年（平成15年）10月10日付けで諮問（第119号）された、二級  
河川引地川及び蓼川の河川整備計画の策定に伴うアンケート調査に当たり、住民基  
本台帳の個人情報を外部提供すること及び外部提供することに伴う本人通知の省略  
について、次のとおり答申します。

## 1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報保護条例第9条第2項第4号の規定による外部提供の必要性  
を認める。
- (2) 同条例第9条第3項の規定による本人に通知しないことの合理的理由がある  
と認める。

## 2 実施機関の職員の説明要旨

実施機関の職員の説明を総合すると、住民基本台帳の個人情報を外部提供する  
必要性及び本人に通知しないことの合理的理由は、次のとおりである。

### (1) 外部提供する必要性について

ア 住民基本台帳は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）により、市  
町村において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他の住民に  
関する事務処理の基礎とするとともに、住民の住所に関する届出等の簡素化  
を図り、あわせて住民に関する記録の適正な管理を図るため、住民に関する  
記録を正確かつ統一的に行う住民基本台帳の制度を定め、もって住民の利便  
を増進するとともに、国及び地方自治体の行政の合理化に資することを目的

としている。

また、市町村長は、住民基本台帳を備え、氏名、出生の年月日、男女の別、世帯主の氏名、世帯主との続柄、戸籍の表示、住民となった年月日、住所及び住所を定めた年月日、住所を定めた旨の届出の年月日及び従前の住所、選挙人名簿の登録の有無、国民健康保険の資格に関する事項、介護保険の資格に関する事項、国民年金の資格に関する事項、児童手当の受給資格に関する事項、米穀の配給に関する事項、住民票コード等の事項を記録するものとなっている。

イ 神奈川県県土整備部河港課より、引地川及び蓼川の河川整備計画に伴うアンケート調査を行うにあたり、河川流域に居住している20歳以上の者600人の住所及び氏名について、外部提供の依頼があった。

ウ このアンケート調査は、河川流域に生活する市民の意見、要望を計画に反映させることができ、流域住民の安全性の確保を含め有益性が極めて高いと判断されるため、アンケート調査に必要な対象地区の住民の住所及び氏名を外部提供する必要がある。

#### (2) 本人に通知しないことの合理的理由について

本人に通知しないことが本人の不利益となる性質のものではないこと、また、対象者が600人と多く、当該通知にかかる費用及び事務量が過分となり、事務処理の効率性が損なわれることから、外部提供する旨を本人に通知しないことの合理的理由がある。

### 3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、外部提供及び外部提供に伴う本人通知の省略を認めるものである。

#### (1) 外部提供の必要性について

引地川及び蓼川の河川整備計画の作成にあたりアンケート調査を行うことは、流域住民の意見や要望を反映させることができ、流域住民の安全性を確保することができるため、住民の福利の向上を図るうえで、住民基本台帳の個人情報外部提供の必要性は認められる。

#### (2) 本人に通知しないことの合理的理由について

通知しないことが本人の不利益となる性質のものではなく、また、通知する対象者が多数で、当該通知に係る費用及び事務量を過分に要し、実施機関の事務処理の効率性が損なわれることから、外部提供する旨を当該本人に通知しないことの合理的理由がある。

以 上